

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第28号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年7月25日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「阿南市長生町の産業廃棄物の不法投棄に関する県が保有する書類全部（保健福祉環境部阿南、環境指導課、環境管理課）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年8月8日、実施機関は、本件請求に対して「徳島県情報公開条例第7条第2号に該当するため（請求に係る公文書を保有していないため）」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年8月9日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

平成31年4月1日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

改ざん行為を確認した為

2 審査請求の理由

県は、あるべき書類（過去の産パイで大問題になっている）その書類が無いとする行為は枉法行為。

第4 実施機関の説明要旨

- (1) 平成30年8月9日付けで審査請求人から出された「阿南市長生町の産業廃棄物の不法投棄に関する県が保有する書類全部」の公文書公開請求に対し、実施機関は対象公文書を「南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎（以下「保健福祉環境部（阿南）」という。）が保有する、審査請求人が公文書公開請求書に添付した阿南市長生町の住宅地図の写しにおいて明示した範囲（以下「当該箇所」という。）における、産業廃棄物の不法投棄事案に関して指導した内容の記録又は報告等を行うために作成した書類」と特定した上で、当該公文書については、現に作成し、又は取得していないため、本件処分を行ったものである。
- (2) まず、徳島県行政組織規則（昭和42年徳島県規則第15号）において、総合県民局保健福祉環境部の分掌事務の中に局内の「廃棄物の適正処理その他の廃棄物対策に関すること」が規定され、阿南市、那賀郡及び海部郡における産業廃棄物の適正処分に係る指導業務は、保健福祉環境部（阿南）が行うものとなっており、確かに、阿南市における産業廃棄物の不法投棄事案に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づく指導権限は、保健福祉環境部（阿南）が有しているところである。
- (3) しかし、「不法投棄」は、法16条で「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」とされ、本条違反となるような行為は、社会通念上許容されない処分行為が対象となるが、実施機関は、当該箇所における、法の対象となる廃棄物の投棄の禁止に関する規定に抵触していることが確認できる事実を認識していない。
- (4) 審査請求人は、当該箇所において、過去に産業廃棄物の不法投棄が問題となった事案に関して文書を作成し、又は取得したのではないかとの推測を立て、その保有する公文書を公開していないと思料しているのと考えられるが、上述のとおり、そうした事実はないことから、保健福祉環境部（阿南）はこの件に関して文書を作成し、又は取得もしていない。
- (5) 以上により、実施機関は本件請求に係る公文書を保有しておらず、文書が不存在であるため、条例第7条第2号の規定により公開請求を拒否したものである。

第5 審査請求人の反論要旨

指導した実施機関と特定した中で「阿南市長生町の産業廃棄物」に対して（不法投棄）に関する請求であり、それら関係書類が無いのは到底納得できないと主張する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成31年3月29日	諮問

令和5年11月30日 第2部会（第6回）	審議
令和6年1月16日 第2部会（第7回）	審議

第7 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 当該公文書について

本件請求について実施機関は、当該箇所における、産業廃棄物の不法投棄事案に関して指導した内容の記録又は報告等を行うために作成した書類（以下「当該公文書」という。）と特定した。審査請求人の主張は、請求した当該公文書を保有していないことが改ざん行為であるとの主張であり、請求対象文書の特定に争いはない。実施機関は当該公文書について、現に作成し、又は取得していないと主張している。以下、当該公文書の保有の有無について検討する。

2 当該公文書の保有の有無について

実施機関の組織・権限に関する規定等を確認したところ、南部総合県民局保健福祉環境部が所掌している事務に、廃棄物の適正処理その他の廃棄物対策に関する事務があることから、当該箇所において廃棄物の投棄の禁止に関する規定に抵触していることが確認できる場合、実施機関が事務を行うことになる。

実施機関は弁明書にて、当該箇所における、法の対象となる廃棄物の投棄の禁止に関する規定に抵触していることが確認できる事実を認識しておらず、文書を作成し、又は取得もしていないと主張している。

以上を踏まえると、当該公文書を保有していないとする実施機関の主張に特に不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	

岩田 晴美	四国大学生活科学部教授	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
榊本 久実	税理士	